

家畜衛生

広報

広報「家畜衛生」No. 150

姫路家畜保健衛生所

〒670-0081 姫路市田寺東2丁目10番16号

TEL(079)294-1807

FAX(079)294-0948

E-mail himejikhe@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ <http://www31.ocn.ne.jp/~himejikaho/>

姫路家畜保健衛生所 神戸出張所

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-19

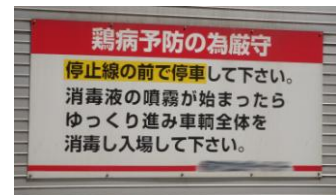
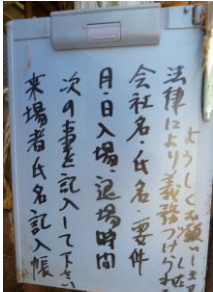
TEL(078)965-2553

FAX(078)965-3082

E-mail kobekhe@pref.hyogo.lg.jp

飼養衛生管理基準遵守への取り組み

飼養衛生管理基準により、生産者自ら衛生管理区域を設定し家畜伝染病の侵入・拡大防止の対策を講じることが義務づけられています。農場では、立て看板・消毒槽や噴霧器・来場者の記録帳などを設置し対応しています。



◎巻頭言	○ご挨拶	1 P
◎衛生情報	○飼養衛生管理基準を遵守した農場HACCPの構築	2 P
	○大規模肥育農家における黒毛和種肥育牛のワクチン接種効果	4 P
◎疾病情報	○子牛の呼吸器病対策について	5 P
◎防疫情報	○岡山県との家畜伝染病防疫対策会議を開催しました	6 P
◎お知らせ	○職員の配置	7 P
	○姫路家保移転整備進捗状況	

ご挨拶

所長 鈴木 忠



暦の上では、さわやかな初秋の季節となりました。まだ夏は去らず、暑い日が続いておりますが、畜産関係の皆様方には、ご健勝でご活躍のことと思います。

平素は、家畜保健衛生所の業務推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度は、海外からの重大な家畜伝染病の侵入はなく、比較的平穏に推移しました。

しかしながら、目をアジア地域に転じると、“口蹄疫”につきましては、1月以降ロシア、中国、台湾で発生が報告されています。“高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)”の発生は、インド、バングラディシュ、中国、香港、台湾、ベトナム等各地で報告されていて、いつ国内への侵入があってもおかしくない状況が続いています。

また、メキシコではH7N3によるHPAIが広範囲に発生していて、防疫対応に追われる状態になりました。

家畜伝染病対策の基本は、「入れない」、「見逃さない」、「拡げない」の3つであり、異常家畜を見つけたときの早期通報がその後の被害の大きさを左右します。

特に、口蹄疫や鳥インフルエンザについては、常に危機感をもって対応していくことが重要と考えています。

さて、本年度の当所の主な業務は、「健全な畜産経営に向けた衛生対策指導」を主眼に置き、①「監視伝染病の発生予防の徹底と事前防疫体制の構築」、②「迅速な病性鑑定と的確な対応」、③「家畜衛生技術の普及・指導と生産性の向上」、④「安全・安心な畜産物の生産指導」を4つの柱として推進してまいります。

①「監視伝染病の発生予防の徹底と事前防疫体制の構築」につきましては、家畜伝染予

防法に基づき、牛の結核病、ヨーネ病、ブルセラ病、馬の伝染性貧血、鶏のひな白痢などの検査や牛の炭その予防注射を実施します。

さらに、ヨーネ病の発生農場では清浄化を図るため、同居牛の検査を行い、まん延防止を徹底します。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの防疫作業マニュアルを見直し、危機管理体制の強化に努めます。関係機関の皆様にあつては、引き続き飼養衛生管理基準の遵守や異常家畜の早期発見・早期通報等について生産者への指導をよろしくお願ひします。

②「迅速な病性鑑定と的確な対応」では、ウイルス、細菌、病理、生化学等の検査を迅速・的確に実施するとともに、その結果に基づく適切な衛生指導を行ないます。

③「家畜衛生技術の普及・指導と生産性の向上」については、乳房炎対策、飼養管理技術指導や繁殖技術指導など、家畜の生産性向上に取り組みます。さらに受精卵移植技術の活用による乳用牛や但馬牛の改良・増頭を推進します。

④「安全・安心な畜産物の生産指導」については、満24か月齢以上の死亡牛のBSE検査や農場HACCP方式の衛生管理技術導入、『安全・安心な畜産物を消費者へ』を合言葉に動物由来感染症のモニタリング検査や飼料添加物・動物用医薬品等適正使用などの指導を通じて畜産物の安全性確保に取り組みます。

また、新“姫路家畜保健衛生所”の建設工事が姫路市香寺町で進んでおり、新年度からは、この新施設で業務を開始する予定になっております。現在、職員一同、張り切って移転準備を進めているところです。

職員一同『元気な畜産』をめざして努力いたしますので、引き続き皆様方のご協力をお願いするとともに、地域の指導機関としての家畜保健衛生所を大いに利用していただきますようよろしくお願ひします。

飼養衛生管理基準を遵守した農場HACCPの構築

安全対策課 中山卓也

家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準が強化されました。これに伴い本基準を考慮した農場HACCPの構築が必要となりましたので、その概要をお知らせします。

■ 家畜伝染病予防法の改正

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（平成23年法律第16号）」が、平成23年3月29日に成立し、4月4日付けで公布されました。

これは、平成22年の宮崎県における口蹄疫対策の検証や同年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、家畜伝染病の発生予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて大幅に改正されました。そのポイントは以下のとおりです。

1. 海外からのウイルスの侵入を防ぐため、水際での検疫措置を強化
2. 家畜の所有者は、日頃から消毒等の衛生対策を適切に実施しさらに家畜の飼養衛生管理の状況を都道府県へ報告（都道府県は、

家畜の飼養衛生管理が適切に行われるように指導・助言、勧告、命令）

3. 飼養衛生管理基準の内容に埋却地の確保等についても規定
4. 患畜・疑似患畜の届出とは別に、一定の症状を呈している家畜を発見した場合、獣医師・家畜の所有者は、都道府県へ届出（都道府県は遅滞なく国へ報告）
5. 口蹄疫のまん延を防止するためにやむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分（予防的殺処分）を実施し、国は全額を補償
6. 発生時において都道府県は消毒ポイントを設置でき、通行車両を消毒
7. 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜として殺処分される家畜については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付
8. ただし、通報などの防止措置を怠った者に対しては、手当金・特別手当金を減額又は不交付

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- ・ 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- ・ 上記改正のうち、予防的殺処分、消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務、財政支援の強化等については平成23年7月1日から、入国者に対する質問等、消毒設備の設置義務、飼養衛生管理基準の内容の追加、飼養衛生管理状況の報告義務、一定症状の届出義務、病原体所持規制等については平成23年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

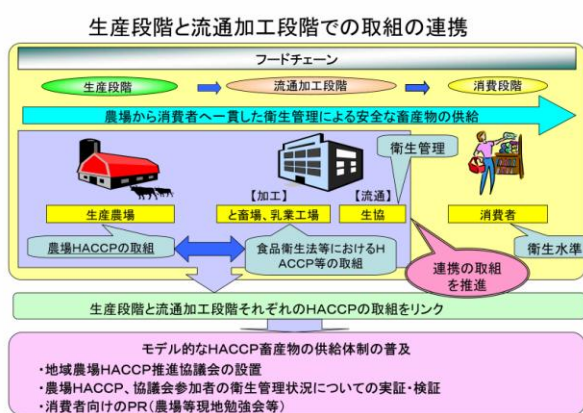
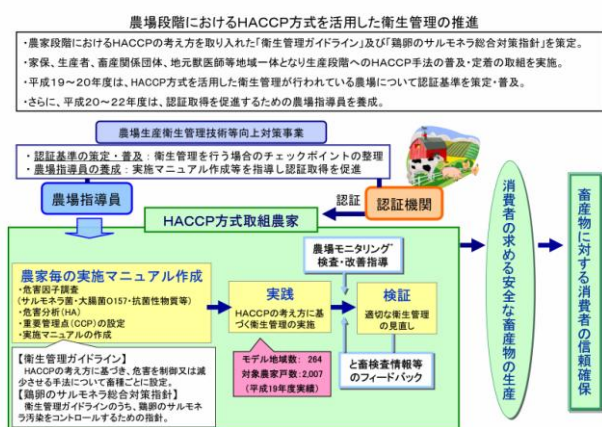
■ 農場HACCP、衛生管理ガイドライン、飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理は伝染病の予防による生産性の向上だけではなく、最終生産物である食品の安全性の観点からも重要です。飼養者は飼養衛生管理基準の規程、生産工程の安全性の確保のための衛生管理ガイドラインの設定及び農場でのHACCPを活用した管理方式（農場HACCP）の推進が必要です。

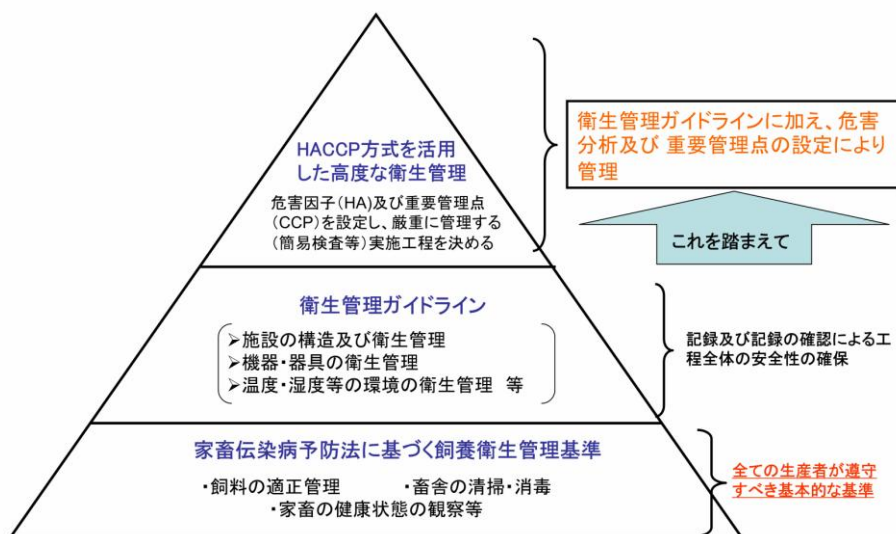
1. 平成14年に、農場HACCP導入の前提となる飼養衛生管理の方法を畜種ごとに一般衛生管理マニュアルとして整理した「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」を策定しました。

2. また、平成19年から農場HACCPの認証基準について検討を始め、平成21年、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」を公表しました。
3. 認証については民間の取組として検討が行われ、平成23年12月から、この認証基準に基づき、民間での農場HACCPの認証手続が始まり、今年度、我が国で初めて農場HACCP認証農場として14農場が認証されました。

今後は農場HACCP、衛生管理ガイドライン、飼養衛生管理基準をふまえた畜産物の生産が必要です。



HACCP・衛生管理ガイドライン・飼養衛生管理基準の位置付け



大規模肥育農家における黒毛和種肥育牛のワクチン接種効果

神戸出張所 岩木史之

黒毛和種、交雑種および輸入牛が混在する管内大規模肥育農場において、黒毛和種牛のみに多発した重度のウイルス性呼吸器病対策として、黒毛和種肥育素牛導入時のワクチン接種を検討し、一定の効果がみられましたので報告します。

■ 背景

同農場は全体で4,000頭を超える肥育牛を飼養し、毎月の導入も300頭前後ありました。そのため、本来ならば個体レベルで対応すべき衛生管理を群単位で行わざるを得ない状況でした。以上のことを考慮した結果、黒毛和種牛のみに多発する呼吸器病の発症を抑えるには、導入した黒毛和種牛全頭に呼吸器病ワクチンを接種するのが効果的であると判断しました。そこで、黒毛和種牛導入時の状況を調査し、農場で流行している病原体に合ったワクチンの選択と、効率的な接種方法を検討するとともに、疾病の発生および治療回数を調査しました。

■ 調査方法、対策および結果

調査は平成22年12月および23年6月に導入した黒毛和種肥育素牛（調査牛）について牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛RSウイルス感染症（RS）、牛アデノウイルス感染症、パラインフルエンザ3型の血清抗体価を測定しました。

調査牛は4か月齢時に牛ウイルス5種混合ワクチンが接種済みで、8か月齢で導入されていましたが、導入時点ではIBRおよびRSウイルスの抗体をもたない個体が多く見られました。これらのウイルスは4か月齢時に接種したワクチンに含まれていますので、4か月齢時1回のワクチン接種だけでは導入以降には十分な予防効果が得られないことが判明しました。

そこで、導入時にワクチン接種を行ったところ、2か月後には全ての導入牛が全ての項目で有効抗体価を有し（図1）、それは6か月以降でも維持されていました。

■ ワクチン接種法の検討

農場の規模からすべての牛に何度もワクチン接種するのはコスト的、労力的に大変であること、また、以前から本農場では導入6か月以降は、呼吸器病の発生が殆ど無いことから、導入時に一度だけウイルス5種混合ワクチンを接種することにしました。一般的な衛生管理の見直しも含めた結果、呼吸器病は完全にはなくなつてはいませんが、発症時の症状が軽減され、1頭当たりの治療回数は減少しました（図2）。

その結果、ワクチン接種施行後は呼吸器病での廃用は発生していません。

以上のことから、肉用牛の導入時に呼吸器病ワクチンを接種することは、呼吸器病の集団感染を抑える、または症状を軽減できる効果的な対策であると考えます。

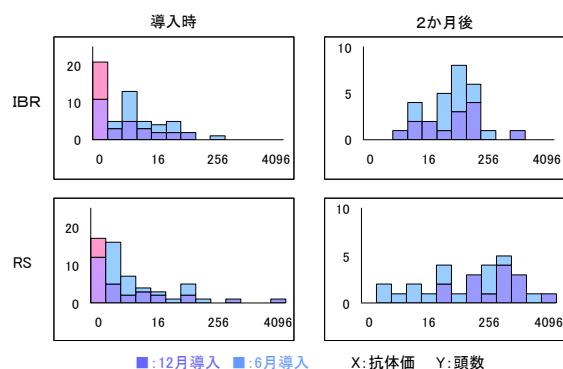


図1 導入時および接種2か月後の抗体価

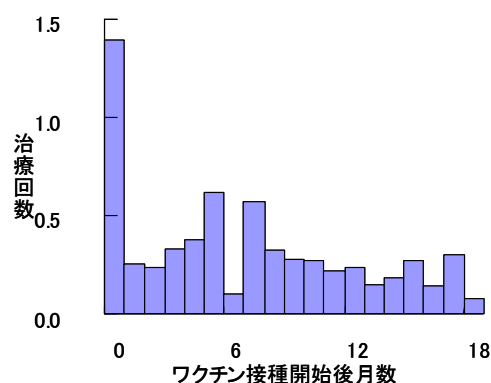


図2 1頭あたりの治療回数

子牛の呼吸器病対策について

病性鑑定課 矢島 和枝

子牛の呼吸器病は、気温の変動、飼養環境の変化や飼育密度増加、輸送等のストレスにより、複数の病原体が感染して発症する複合病であることが多く、牛呼吸器病症候群（BRDC）と呼ばれます。原因となるウイルス・細菌類も多数あり、症状が多様化、長期化する要因となっています。

■ BRDCに関与する病原体

BRDC発症には、一般的に以下の病原体の関与が知られています。

	病原体
ウイルス	牛伝染性鼻気管炎ウイルス
	牛ウイルス性下痢・粘膜病ウイルス
	牛パラインフルエンザウイルス
	牛RSウイルス
	牛アデノウイルス
細菌類	<i>Mannheimia haemolytica</i> (マンヘミア)
	<i>Pasteurella multocida</i> (パスツレラ)
	<i>Histophilus somni</i>
	<i>Mycoplasma bovis</i> (マイコプラズマ)

初期は、ウイルス性肺炎で気道の細胞が障害され、そこにマンヘミアやマイコプラズマなどの細菌類が重感染することで、症状が悪化し難治性となります。

特に近年、大規模農場でのマイコプラズマによる子牛の難治性肺炎が多数報告され、全国的に問題となっています。

■ 管内での発生状況

肺炎で病性鑑定を実施した管内 14 農場 30 頭について調査したところ、症状を示してから 1～数日で死亡した子牛は、RSウイルスやマンヘミアなど、ウイルスや病原性の強い細菌の単独感染が病因でした。一方、数週間～数か月治療した子牛では、1か所の肺炎部位から複数の細菌類が検出され、複雑な病態を作っていることが確認されました。また、これらの長期間治療した子牛のうち、約7割からマイコプラズマが検出されたことから、管内でもマイコプラズマが広く蔓延している

こと、肺炎の悪化・長期化に大きく関与していることが示唆されました。



(写真) マンヘミア・マイコプラズマ複合感染子牛の肺

■ BRDCの対策

① ワクチン接種

BRDCに関与する病原体の多くは、ワクチン接種により、発症の予防や症状を軽減することができます。ワクチンにはウイルス性、細菌性のものがあり、BRDC防除には、両方を接種する必要があります。

② 飼養環境・密度の改善

子牛のストレスによる体調悪化は、BRDC発症のきっかけとなります。特に換気不良や飼育密度の増加などの環境悪化は、農場に肺炎が蔓延する大きな要因となるため、十分に注意を払う必要があります。

③ 人を介した病原体伝播の防除

抵抗力の低い弱齢子牛は肺炎にかかりやすいため、農場内での作業は最初に行うか、作業者を分けるなど、作業動線を整理することが大切です。また、マイコプラズマ感染については、ワクチンでの予防ができず治療も困難なため、農場に持ち込まないこと、広めないことが最も重要となります。

BRDCは、一度農場に蔓延してしまうと、長期間に亘る治療や対策が必要となります。

日頃の予防対策をもう一度見直し、防除に努めてください。

岡山県との家畜伝染病防疫対策会議を開催しました

防疫課 瀧 麻香

■ はじめに

平成24年7月26日、岡山県岡山市において、岡山県との家畜伝染病防疫対策会議を開催しました。

この防疫対策会議は、平成17年度に岡山県で第1回を開催以降、当番制で毎年開催しています。会議を通じて、岡山県と兵庫県が相互に家畜防疫情報を共有し、防疫対策について事前に協議を重ねることにより、県境における防疫体制の強化に努めています。



写真：会議の様子

■ 県境防疫の重要性

平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫や同年11月から平成23年3月までに9県24例の発生があった高病原性鳥インフルエンザは、畜産業界だけでなく、社会的にも非常に大きな被害をもたらしました。

このような状況を踏まえて、昨年4月に家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動」に重点を置いた家畜防疫体制の強化が図られているところです。

しかしながら、これらの家畜伝染病を伝播する可能性がある人や車両、畜産物などは、県を越えて広域に移動しており、万が一、県境付近で発生した場合には、移動制限区域や搬出制限区域が他府県にまたがるのが想定されます。そのため、迅速な初動対応を取る

上で近隣府県との協力が必要不可欠であり、日頃から隣接県と交流を図り、有事に備えて情報収集を行っておくことは、家畜防疫上、非常に重要です。

■ 協議内容

今回の防疫対策会議では、県境付近の農場情報、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザといった重大な家畜伝染病が発生した場合の車両消毒ポイントの設置場所や近隣府県への連絡体制などについて協議を行いました。

特に、車両消毒ポイントに関しては、車両を誘導し、十分な消毒を行うためのスペースの問題や、その設置場所が適切かどうかについて活発に意見交換を行い、両県の家畜保健衛生所で現地確認を実施した上で、今後も伝染病発生時の運営について検討を重ねていくこととなりました。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴って大きく見直された飼養衛生管理基準について、その周知方法や定期報告書の回収方法など両県の状況を報告し、今後の対応について意見交換を行いました。



写真：県境付近の車両消毒ポイント候補地

■ おわりに

来年度の防疫対策会議は兵庫県で開催予定ですが、今後もこの会議を通じて、岡山県と協力のもと、県境における防疫体制のより一層の強化に努めていきたいと考えています。

【お知らせ】

職員の配置

4月の人事異動により、12名の職員が配置されましたのでよろしく申し上げます。

(平成24年8月末現在)

本 所						神戸出張所
所長 鈴木 忠 副所長兼安全対策課長 市原 譲						副所長 兼神戸出張所長 北野和博
総務課	安全対策課	衛生課	防疫課	病性鑑定課	整備推進 担当	
課長 杉山太一 課員 田淵朱美 (嘱託) 奥平真樹子	課長 (副所長兼務) 島田昌彦 課員 中山卓也	課長 島田昌彦 課員 山本 剛 五十嵐瑞紀	課長 稲場 収 課員 丸尾喜之 上原和久 瀧 麻香	課長 浦本京也 課員 中条正樹 矢島和枝 松本拓也 名部美琴 小島温子	課長 枘田隆一 田中幹雄	課長 大塚義和 課員 田原和彦 岩木史之 土江啓文 武田圭生 寺谷知恵 (嘱託) 多鹿紀子 畜産専門員 中原良崇 勝田 稔

※太字は、H24年度配置された職員

姫路家保移転整備 進捗状況

現庁舎は昭和44年に阪神播磨地域を管轄する広域家保として整備されましたが、周辺の宅地化の進展、耐震構造の必要性、病原体取扱い規制の厳格化などに対応するため、姫路（本所）と神戸出張所を統合し、移転整備することとなり、平成25年4月の開設に向けて整備が進められています。

■ 場所

姫路市香寺町中村地内の県有地のうち
7009.6㎡



■ 整備進捗状況

造成工事は終了し、事務所の建築工事が行われています。



24農②-005A4

